

通信販売の定期購入トラブル～内容や解約条件の確認を～

内容

1か月前、スマートフォンで「1週間でシミが消えた!」「お試し価格1980円で15日間返金保証あり」という化粧水の広告を見つけた。早速申し込んで届いた商品には、4カ月の定期購入コース、2カ月目からは9980円と記載されていて不審に思った。それでもシミが消えればと思い1週間使ってみたが効果もない。業者に解約と返金を求めたが、解約は4カ月経過後、返金保証は肌に合わなかった場合のみとの回答だった。納得できない。(40代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

健康食品や化粧品などの通信販売で、「お試し価格」「初回〇円」「送料のみ」といった広告を見て、試しに使ってみようと思い申し込んだところ、定期購入契約になっていたという相談が増加しています。2回目以降に商品が届いて初めて定期購入であることに気づいた、解約しようと業者に電話してもつながりにくい、やっとつながっても解約を拒否された、高額な解約料を請求されたというケースが目立ちます。

商品を注文する時は、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。特に定期購入が条件となっていないか、条件となっている場合はその期間や支払い総額などを確認しましょう。広告の端や一番下に、薄く小さな文字で表示されていることも多いので注意してください。

通信販売には、クーリング・オフ(無条件契約解除)は適用されません。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります